

第 360 回理事会（2019 年 2 月 15 日）承認

第 368 回理事会（2020 年 5 月 29 日）承認

第 385 回理事会（2023 年 2 月 15 日）承認

## 企業研究者活動表彰 顕彰規程

### （目的）

第 1 条 この規程は、理事会が選定する日本農芸化学会（以下、本会）の年次大会における企業研究者活動表彰の顕彰に関する事項を定めることを目的とする。

### （賞の名称）

第 2 条 賞の名称は次の通りとする。

（和名）xxxx 年度第 X 回 日本農芸化学会企業研究者活動表彰

（英名）JSBBA Award for Corporate Researchers

### （顕彰基準）

第 3 条 顕彰の基準は、次の通りとする。

企業研究者活動表彰は、本会が主催する年次大会及び支部例会等の一般講演、またはシンポジウム等において、筆頭発表者として研究成果報告を複数回行った企業在籍の会員を顕彰するものとし、もって企業研究者の学会活動を奨励する。

### （顕彰件数及び選定方法）

第 4 条 2 回目（もしくはそれ以上）の年次大会発表登録を済ませた候補者は、募集要項に従い、応募時点で企業所属の研究者である者が応募することができる。但し、過去 5 年以内に顕彰された者は対象外とする。応募者の中から、顕彰の基準を満たしていると認められた者につき、会長が理事会の議を経て顕彰するものとする。会長は、顕彰された者を当該年次大会に限り、大会懇親会に無償で招待する。

### （改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

### 附則

この規程は、平成 31 年 2 月 15 日より施行する。